

ご存知ですか？訪問購入のルール

特定商取引法の一部が改正され、自宅での買取りのルールが変わります

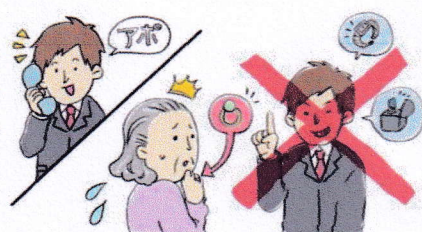
1. 不招請勧誘の禁止

訪問購入について、飛び込み勧誘は禁止となります。また、消費者から「査定」の依頼があっても、「査定」を超えた勧誘をしてはいけません。



2. 勧誘目的の明示

勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しなければなりません。

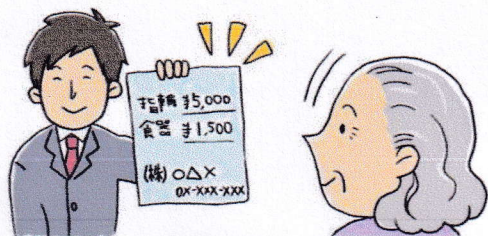


3. 再勧誘の禁止

消費者から勧誘の要請を受けて訪問しても、勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があるかを確認しなければなりません。また、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。

4. 書面の交付義務

物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を交付しなければなりません。



5. 引渡しの拒絶

消費者はクーリング・オフ期間中（4.の書面交付から8日以内）物品の引渡しを拒むことができます。また、迷惑をかけるような方法等で同期間内に引渡しをさせること等は禁止されます。



6. クーリング・オフ

4.の書面交付から8日以内であれば、売主たる消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約の解除が可能です。



7. クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務

クーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合、第三者にクーリング・オフの対象物品であることなどを書面で通知しなくてはなりません。また、元々の売主である消費者に、第三者への引渡しに関する事項を通知しなくてはなりません。



→ その他、不実告知、迷惑勧誘等に関する規制があります。

→ 違反事業者は行政処分（業務停止命令等）や罰則の対象となります！

不要なお皿の買い取りの**はずが**、 **大切な貴金属**も強引に買い取られた！

—訪問購入のトラブルが増えています—

【事例1】

突然自宅に電話があり、「皿1枚だけでもいいので」と食い下がられしかたなく訪問を承諾した。訪問を受けた際「鑑定してあげるから」などと言われ、結局売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。

(70歳代 女性)



【事例2】

「不用品を買い取る」という電話だったのに、「貴金属はないか」「査定だけでも」と長時間居座られ、根負けして貴金属数点を約1万円で売ってしまった。冷静に考えると1万円は安い。取り戻したい。(60歳代 女性)



👉 ここが問題！訪問購入のトラブル！



- 「なんでもいいから不用品はないか」「被災地支援に協力してほしい」など、あの手この手で心理的ハードルを下げて来訪の承諾を得ようとする手口が見られます。
- 売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる事例が目立ちます。

👉 トラブルに遭わないためのポイント！

- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。期間内は物品を渡さないことも一つの手です。



独立行政法人

国民生活センター

(2023年9月作成)